

一時預かり保育利用案内

松本シュタイナー認定こども園ひなたぼっこは、松本市の委託を受けて、未就園のお子さんを対象とする一時預かり保育(一般型)の事業を実施します。利用条件をご確認の上、利用を希望される方は利用登録をお願いします。

1. 当園の一時預かり保育の特徴

当園は、利用定員25名の地方裁量型認定こども園で、松本市波田にある園舎を拠点に、シュタイナー教育とやまほいくの2つの側面からお子さんの成長に必要な教育・保育を提供しています。

当園の一時預かり保育では、一時預かり保育専任の保育士がお子さんを担当しながら、認定こども園を利用するお子さんたちとの一体的な保育を行います。

2. 利用対象となるお子さん

次の要件をすべて満たすお子さんが対象です。

- 一時的に保育を必要としていること
- 利用年度の4月1日において満1歳以上、満5歳以下であること
- 松本市に住民登録があること
- 未就園であること
- 離乳しており、自立歩行が可能であること
- その他健康および発達面で当園での保育に支障がないこと

3. 利用回数・利用時間・定員

当園以外の施設の利用を含め、月15日まで利用できます。

利用できる日	利用できる時間	利用定員
当園の開園日のうち月曜日から金曜日※	8:30～16:30のうち最長8時間	1日あたり2名まで

※但し、行事予定等の当園の都合により利用できない日があります。

4. 利用料金

利用料金は利用日当日に現金で納入して下さい。お釣りのないようお願いします。

項目	内訳	金額
保育料	1～2歳(4月1日現在)	～4時間 1,300円/日 4～8時間 2,600円/日
	3～5歳(4月1日現在)	～4時間 650円/日 4～8時間 1,300円/日
食事代	昼食(主食を含む)	350円/日
	おやつ	午前 50円/日、午後 30円/日
その他	スポーツ安全保険	保険料 800円/年～
	バス車両維持負担金	バスを利用した場合、200円/日
	教材費	活動内容に応じて実費相当額

※保育料無償化の対象の方は、事前に松本市保育課に申請して下さい(詳細は市にお問い合わせ下さい)。

※保育料は、松本市が発行する3歳未満児家庭サポートクーポンの利用対象となります。

5. 利用登録

利用を希望される方は事前に利用登録をお願いします。当園に以下の書類を提出の上、面接を受けて頂きます。

- 利用登録申込書 発達状況調査票 アレルギー調査票 アンケート

6. 利用予約

- 利用予約の申し込みは1ヶ月単位で受け付けます。最大で月15日まで申し込みできます。
- 受付期間は各利用月の前々月25日から前月10日までとします(25日、10日がそれぞれ休園日に該当する場合には直前の開園日とします)。

(例)令和7年6月10日(火)に利用希望の場合、受付期間は令和7年4月25日(金)～5月9日(金)です。

- 利用予約の申し込みはGoogleフォームにて受け付けます(右下QRコードを読み取って下さい)。
原則として先着順に受け付け、申し込みの結果は当園よりメールにてお知らせします。

お問い合わせ先:松本シュタイナー認定こども園ひなたぼっこ 副園長 石田、担当 前田

電話:0263-74-1503 E-mail: satoyamahoiku.hinatabokko@gmail.com

